

旅費規程を次のように定める。

平成16年6月11日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

旅費規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 内国旅行の旅費（第10条—第19条）
- 第3章 外国旅行の旅費（第20条—第24条）
- 第4章 雑則（第25条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の用務のため旅行する役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対して支給する旅費に関し基準を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 役職員が機構の用務のため一時その常時勤務する場所（以下「勤務場所」という。）を離れて旅行し、又は役職員以外の者が機構の用務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた役職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。
- (5) 扶養親族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、職員給与規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第4号）第5条に規定する一般職俸給表による当該級の職務（教育職俸給表の適用を受ける者については別表第4に定める当該級に相

当する教育職俸給表の職務の級及び号俸) とする。

- 3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

- 2 役職員以外の者が、機構の依頼に応じ、機構の用務を遂行するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 前条の規定に該当する旅行は、別表第1に定める旅行命令者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
(2) 前条第2項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては用務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令者は、旅行命令等を発する場合又は当該旅行命令等を変更若しくは取消す場合は、別に定める様式の旅行命令簿又は旅行依頼簿に、当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、当該様式に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。
- 4 前項の旅行命令等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）をもって提示することができる。

（旅費の種類）

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
3 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
4 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じバスの運賃又は実費額により支給する。
6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

- 9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 11 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第7条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第8条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

(旅費の支給手続等)

第9条 旅費の支給を受けようとする旅行者は、別に定める様式の旅費計算書に必要な資料を添えて、経理責任者に提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、別に定める様式の旅費計算書に必要な資料を添えて経理責任者に提出し、当該旅行について旅費の精算をしなければならない。
- 3 前2項の計算書及び資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもって提出することができる。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
 - (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
 - 3 第1項第3号において、旅行命令者が特に必要があると認めた場合には、特別車

両料金を支給することができる。

- 4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(航空賃)

第11条 航空機を利用する旅行が、用務の内容及び日程等を勘案して通常の経路及び方法によるものと認められる場合は、航空賃を支給できる。

- 2 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 役員については、上級の運賃
イ 2級以上の職務にある者については、中級の運賃
ウ 1級の職務にある者については、下級の運賃
(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 役員については、上級の運賃
イ 職員については、下級の運賃
(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
(4) 用務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
(5) 役員が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(車賃)

第13条 車賃の額は、バスの運賃による。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりバスの運賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額によることができる。

(日当)

第14条 日当の額は、別表第2の定額による。

(宿泊料)

第15条 宿泊料の額は、別表第2の定額による。

- 2 宿泊料は、航空旅行及び水路旅行については、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により着陸又は上陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(移転料)

第16条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

(着後手当)

第17条 着後手当の額は、別表第2の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。ただし、旅行者が勤務地に到着後直ちに借上宿舎又は自宅に入る場合は、日当定額の2日分及び宿泊予定額の2夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第18条 扶養親族移転料の額は、赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

- (1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (2) 12歳未満6歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(在勤地以外の同一地域内又はその附近地の旅行の旅費)

第19条 理事長は在勤地以外の同一地域内又はその附近地の旅行については定額の範囲内においてその旅費額を定めることができる。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃)

第20条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 役員については、最上級の運賃

イ 職員については、最下級の運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 役員が用務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- (5) 用務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(航空賃)

第21条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 役員及び長時間にわたる航空路による旅行として別に定める旅行（以下「特定航空旅行」という。）をする9級以上の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

イ その他の職員については、最下級の運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 役員及び特定航空旅行をする9級以上の職務にある者については、上級の運賃

イ その他の職員については、下級の運賃

- (3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(船賃及び車賃)

第22条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- 2 役員が用務上の必要によりあらかじめ旅行命令者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その船室のため現に支払った運賃による。

- 3 車賃の額は、実費額による。

(日当及び宿泊料)

第23条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。

- 2 第20条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第3の定額の10分の7に相当する額による。

- 3 第15条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当及び宿泊料について準用する。

(旅行雑費)

第24条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料（旅行代理店を通じて査証を取得する場合には、旅行代理店に支払う手数料を含

む。）、旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料、航空券発券手数料並びに入出国税の実費額による。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第25条 理事長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 理事長は、旅行者がこの規程又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅行に係る必要な旅費を支給することができる。

(端数の取扱い)

第26条 この規程の定めによって算出した旅費の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補則)

第27条 この規程に定めるもののほか、旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）及び関係附属法令の定めるところに準じ、理事長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年6月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第2号） 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第16号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第12号）

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(外国人留学生緊急援助金給付制度実施規程の一部改正)

2 外国人留学生緊急援助金給付制度実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表旅費の項中「、支度料」を削る。

(帰国外国人留学生研究指導事業実施規程の一部改正)

3 帰国外国人留学生研究指導事業実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「、宿泊料及び支度料」を「及び宿泊料」に改める。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第8号）
（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第5号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第24号）
この規程は、平成27年6月11日から施行し、平成27年4月22日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第12号） 抄
（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第2号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第16号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 旅行命令者区分

旅行者	旅行命令者
役員又は部長相当職以上（9級以上の職務にある者）	理事長
支部長（9級以上の職務にある者を除く。）	担当理事
支部長を除いた8級以下の職務にある者	部長相当職（支部においては支部長）
外部団体の役職員等	部長相当職

別表第2 内国旅行の旅費

1 日当及び宿泊料

区 分	日 当 （1日につき）	宿 泊 料 （1夜につき）
役員	3,000円	14,800円
職員	2,200円	10,900円

2 移転料

区 分	鉄道50キロメー トル未満	鉄道50キロメ ートル以上 100キロメー トル未満	鉄道100キロ メートル以上 300キロメー トル未満	鉄道300キロ メートル以上 500キロメー トル未満
役員	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円
職員	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円

鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3 外国旅行の旅費

日当及び宿泊料

区 分	日 当（1日につき）			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
役員	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円
職員	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円

宿泊料（1夜につき）			
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
25,700円	21,500円	17,200円	15,500円
19,300円	16,100円	12,900円	11,600円

備考

1 この表中の「指定都市、甲地方、乙地方、丙地方」とは、次の各号に規定する地域とする。

(1) 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リアド及びアビジャンの地域

(2) 甲地方

北米地域、欧州地域、中近東地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域

(3) 乙地方

指定都市、甲地方並びに丙地方の地域以外の地域

(4) 丙地方

アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域として2で定める地域のうち指定都市以外の地域でインドシナ半島（シンガポ

ール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域

2 北米地域、欧州地域、中近東地域、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域、南極地域とは、次の各号に規定する地域とする。

- (1) 北米地域 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)
- (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
- (3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
- (4) アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ
- (5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
- (6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)
- (7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)
- (8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しょ

3 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

別表第4 一般職俸給表の各級に相当する教育職俸給表の職務の級及び号俸

一般職俸給表	教育職俸給表
9級	5級
8級	4級
7級	3級の29号俸以上
6級	3級の25号俸から28号俸まで 2級の49号俸以上
5級	3級の17号俸から24号俸まで 2級の41号俸から48号俸まで
4級	3級の5号俸から16号俸まで 2級の37号俸から40号俸まで 1級の57号俸以上
3級	3級の4号俸以下 2級の25号俸から36号俸まで 1級の37号俸から56号俸まで
2級	2級の9号俸から24号俸まで 1級の21号俸から36号俸まで
1級	2級の8号俸以下 1級の20号俸以下